

土木工事主要提出書類チェックリスト（分類毎）【受注者用】

- ・ チェック欄には、不要なものは「×」、提出済みには「✓」を記入し、適切に処理すること。
- ・ ※印は監督員が指示する場合にのみ提出等が義務づけられている書類である。
- ・ 情報共有システム（ＡＳＰ）または電子メール等を活用可能な工事書類は、下記を参考に、受発注者間の協議により決定すること。

分類		提出書類等	様式 の有無	ハンコ レス	電子 メール 様式	ＡＳＰまたは 電子メール等 を活用可能な 工事書類	チェック	提出・提示時期	対象工事	受注者	宛名
① 契約・保 険・保証等	3	建設業退職金共済制度掛金収納書届出書	○	○			☐	契約時 (契約担当へ提出)	全ての工事	提出	－
	4	次のいずれかの証明書 ①契約保証金の納付 ②銀行等の金融機関の保証 ③前払い保証事業会社の保証 ④公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証 ⑤履行保証証券（定額てん補方式）契約の締結					☐	契約時 (契約担当へ提出)	当初設計金額５００万円以上の工事	提出	－
	5	法定外労災保険の加入証明書の写し					☐	契約時 (契約担当へ提出)	全ての工事	提出	
	6	免税事業者届出書	○	○			☐	契約時 (契約担当へ提出)	全ての工事	提出	発注者
	7	前払金保証証書 中間前払金保証証書					中 前 金 払 ☐ 前 金 払 ☐	(前金払) 契約時 (契約担当へ提出) (中間前金払) 請求時 (契約担当へ提出)	(前金払) 当初請負金額 １００万円以上の任意の工事 (中間前金払) 当初請負代金額 １００万円以上の工事	提出	－
	8	請求書（前払金）（中間前払金） ※押印省略様式にて請求書を提出する場合は、受注者の押印は不要。 中間前金払認定請求書 ・ 履行報告書	○ ○	－ ○			中 前 金 払 ☐ 前 金 払 ☐	(前金払) 契約時 (契約担当へ提出) (中間前金払) 請求時 (契約担当へ提出)	(前金払) 当初請負金額 １００万円以上の任意の工事 (中間前金払) 当初請負代金額 １００万円以上の工事	提出	発注者
	41	工事期間延長願	○	○			☐	変更事由が生じてから速やかに	受注者の請求による工期の延長の場合	提出	発注者
	42	賃金水準または物価水準の変動に基づき 請負代金額の変更 (受注者からの請求)					☐	変更事由が生じてから速やかに	工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準または物価水準の変動により請負代金額が不適当となった工事	請求	－
	59	請求書（工事完了後） 「08と同一様式」 ※押印省略様式にて請求書を提出する場合は、受注者の押印は不要。	○				☐	完成後 (契約担当へ提出)	全ての工事	提出	発注者
	60	建設業退職金共済証紙現物交付報告書 建設業退職金共済証紙貼付報告書 建設業退職金共済証紙貼付内訳書	○ ○ ○	○ ○ ○			☐ ☐ ☐	完成後 (契約担当へ提出)	全ての工事	提出	発注者
	87	工事成績評定に関する意向確認書	○	○			☐	契約時・変更契約時 (契約担当へ提出)	当初請負額が５００万円以上３，０００万円未満の価格競争により発注する工事 変更請負額が増額により、５００万円以上となった工事	提出	発注者
	88	請負代金法定福利費内訳書	○	○			☐	契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内 (契約担当へ提出)	全ての工事	提出	発注者
② 技術者・施 工体制等	1	工事完了誓約書	○	○			☐	落札候補者となった時点 (契約担当へ提出)	技術者の専任配置が要件となる工事で、落札決定通知日において配置予定技術者が監理技術者、主任技術者、現場代理人または監理技術者補佐として他の工事に従事している場合	提出	発注者
	12	現場代理人及び主任技術者等選任（変更）通知書 (添付書類) ・ 技術者取得資格証明書の写し ・ 実務経験証明書 ・ 監理技術者資格者証の写し ・ 監理技術者講習修了証の写し（提示書類） ・ 現場代理人の雇用確認資料(健康保険証等(写しでも可)) ・ 主任技術者等の雇用確認資料(健康保険証等(写しでも可)) ・ 親会社及びその連結子会社の間の 出向社員の場合の確認資料	○	○			当 変 更 初 □ □	総合評価落札方式の場合：落札候補者となった時点（契約担当へ） その他の工事：契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内（監督員へ） 変更：変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内（監督員へ）	全ての工事	提出（雇用確認資料は提示）	発注者
		監理技術者補佐選任（変更）通知書 (添付書類) ・ 技術者取得資格証明書の写し ・ 実務経験証明書 ・ 雇用確認資料(健康保険証等(写しでも可)) ・ 親会社及びその連結子会社の間の 出向社員の場合の確認資料	○	○			当 変 更 初 □ □	総合評価落札方式の場合：落札候補者となった時点（契約担当へ） 工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合、その変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内（監督員へ） 変更：変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内（監督員へ）	監理技術者を兼務する工事	提出（雇用確認資料は提示）	確認
		低入札工事の専任配置技術者選任（変更）通知書 (添付書類) ・ 技術者取得資格証明書の写し ・ 実務経験証明書 ・ 雇用確認資料(健康保険証等(写しでも可))	○	○			当 変 更 初 □ □	落札候補者となった時点（契約担当へ） 変更：変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内（監督員へ）	低入札価格調査基準価格を下回って契約する工事	提出（雇用確認資料は提示）	確認

分類	提出書類等	様式の有無	ハンコレス	電子メール様式	A5Pまたは電子メール等を活用可能な工事書類	チェック	提出・提示時期	対象工事	受注者	宛名	
	14	(現場代理人兼務届) ・発注機関が異なる場合は、各工事の当初請負代金額及び建設工事の種類が分かる資料 (主任技術者兼務届) (監理技術者兼務届)	○	○		当初 変更 □ □ □	「現場代理人及び主任技術者選任通知書」及び「監理技術者補佐選任通知書※」と同時に提出（工期途中で兼務が生じる場合はその時点で提出） ※監理技術者を兼務する場合に提出が必要	現場代理人、主任技術者または監理技術者を兼務する工事	提出	確認	
	16	技術者台帳				当初 変更 □ □ □	契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内 内容変更：変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内 しゅん工検査請求書提出時	元請・下請請負金額200万円以上の全ての工事 (徳島県内に主たる営業所を有する施工業者)	提示	－	
	17	施工体制台帳の写し 施工体系図の写し 再下請負通知書の写し (添付書類) ・下請の契約書等の写し ・専門技術者の技術者取得資格証明書の写しまたは実務経験証明書 ・作業員名簿 ・主任技術者を配置しないことの合意書の写し(※1) ・主任技術者を配置しないことを注文者が承諾した書面の写し(※2) ・指導監督的実務経験証明書の写し(※3) ※1～3：特定専門工事における元請または上位下請の主任技術者を配置する場合のみ提出が必要 (提示書類) ・専門技術者の雇用確認資料(健康保険証(写しでも可))	○ ○ ○			○ ○ ○	当初 変更 □ □ □	下請契約日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内 内容変更：変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内	下請契約を締結する全ての工事	提出(雇用確認資料は提示)	
	18	舗装工事施工機械・運転手届け	○				□	工事着手前	舗装工事	提出	－
	68	県内企業を下請選定しない理由書	○	○			□	下請契約締結まで	設計金額1億円以上の工事	提出	発注者
	84	登録基幹技能者配置届	○	○			□	技能者を配置する工種に着手するまで	総合評価落札方式で登録基幹技能者の配置を申請した工事	提出	監督員
③施工計画・実績等	10	工事実績データの登録（CORINS登録システム） ・登録のための確認のお願い ・登録内容確認書	システム				契約 変更 約 □ □ □	受注、変更、竣工の事象があつてから14日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く） 訂正時は適宜	請負代金額500万円以上の工事 受注・変更・しゅん工・訂正時 ※変更登録は、請負代金額のみの変更の場合は原則不要	登録	－
	11	工程表	○	○		○	当初 変更 □ □	契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内	全ての工事 次に示すいずれかに該当する場合に限り省略可。ただし、監督員から提出の指示がある場合省略不可。 ① 当初の契約工期30日未満の工事の当初工程表。 ② ①のうち、工期が30日以上になった変更工程表。ただし、工期延伸により60日以上となる場合には省略不可。 ③ 契約変更時の残工期が30日未満の変更工程表。 ④ 契約変更時において工程に影響がない軽微な数量の増減となる場合の変更工程表。 ⑤ 契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に施工計画書を提出する場合の当初工程表	提出	発注者
	15	着手予定届	○	○			□	契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内	請負対象金額200万円未満の工事で「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」を契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以降に提出する場合	提出	発注者
	19	施工計画書				○	当初 変更 □ □	工事着手前、 内容変更：変更部分の工事に着手する前に、その都度（数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合を除く。）	当初請負対象金額5,000万円以上の工事 低入札価格調査制度の調査基準価格を下まわって落札した工事（低入札工事） 仕様書に明記のある工事	提出	－
	20	※）工事測量結果					□	工事着手前	※）監督員が指示する工事	提出	－
	21	通行制限等書類					□	工事着手前	供用中の道路に係る工事	各機関に提出	－
	27	火薬使用計画書					□	使用前	火薬を使用する工事	提出	－
	36	コンクリートの打設計画高さ					□	工事着手前	コンクリートの打設を行う工事（1回の打設で完了するような小規模構造物は除く。）	提出	－
	45	※）工事履行報告書	○	○	○	○	毎月 □	翌月10日まで（毎月）	※）監督員が特に指示する工事または現場説明書に工事履行報告書の作成が明記された工事	提出	－
	64	※）資機材保管計画書					□	監督員の指示後速やかに	※）監督員が指示した工事	提出	－
④リサイクル・副産物等	2-1	建設リサイクル法第12条関係様式（説明書）	○	○		○	□	落札者決定時～契約まで (工事担当へ提出)	請負代金額500万円以上で、特定建設資材を用いた建築物以外のものに係る解体工事または特定建設資材を使用する新築工事等の場合	提出	発注者
	2-2	建設リサイクル法第13条関係様式（分別解体等の方法等）	○			○	工事 契約 担当 □ □	落札者決定時～契約まで 変更契約時 (分別解体等の方法等に変更がある場合) (工事担当へ提出)	同上	提出	－

分類	提出書類等	様式の有無	ハンコレス	電子メール様式	A5/Pまたは電子メール等を活用可能な工事書類	チェック	提出・提示時期	対象工事	受注者	宛名
	29 再生資源利用計画書（実施書） （建設副産物情報交換システム（COBRIS））	システム			○	□	計画書：施工前 実施書：検査請求書提出時まで	次のいずれかに該当する工事 ①建設リサイクル法に規定される一定規模以上の工事で、次のいずれか1つでも工事現場に搬入する工事 コンクリート（2次製品含む）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物、木材 ②資源有効利用促進法に規定される工事（次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬入する工事） 1.土砂：500m3以上 2.碎石：500t以上 3.加熱アスファルト混合物：200t以上 ※ただし、全国調査年次は別途対象工事を定める。	提出	－
	30 再生資源利用促進計画書（実施書） （建設副産物情報交換システム（COBRIS））	システム			○	□	計画書：施工前 実施書：検査請求書提出時まで	次のいずれかに該当する工事 ①建設リサイクル法に規定される一定規模以上の工事で、次のいずれか1つでも工事現場から搬出する工事 建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物 ②資源有効利用促進法に規定される工事（次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する工事） 1.土砂：500m3以上 2.コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の合計が200t以上 ※ただし、全国調査年次は別途対象工事を定める。	提出	－
	89 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票	○	○		○	□	施工前	再生資源利用促進計画を作成し、かつ500m3以上の建設発生土を搬出する場合	提出	－
	90 土砂受領書	○	○		○	□	検査請求書提出時まで	建設発生土を、再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出した場合及び再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入した場合	提出	－
	31 建設発生土搬出調査	○	○		○	□	設計図書の変更まで	建設発生土を工事現場から搬出する工事	提出	監督員
	32 引き渡し調査：根株・伐採木・末木枝条	○	○			□	検査請求書提出時まで	根株等及び剥ぎ取り表土を利用及び再生処理する工事	提出	監督員
	33 建設汚泥の自工事現場内再生利用計画書（計画時） 建設汚泥の自工事現場内再生利用計画書（変更時） 建設汚泥の自工事現場内再生利用実績報告書（完了時） （写真、凝集剤等の安全性を示す資料、その他必要な資料を添付）	○ ○ ○	○ ○ ○			計画変更 実施 □ □ □	工事着手前 変更時 再生利用完了後	建設汚泥を自工事現場内で盛土材料等の建設資材として再生利用する工事	提出	－
	35 残土受入地及び土取り場の資料 土量の確認資料（地形実測図等）					□ □	搬入搬出前 検査請求書提出時まで	残土の受入地及び土取り場を指定している工事	提出	－
	48 処分（処理）状況の分かる写真 一般廃棄物受取伝票等					□ □	設計図書の変更まで	一般廃棄物の搬出を伴う工事	提出	－
	50 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）D票の写しもしくはE票の写し （電子マニフェストの場合は受渡確認票）					□	設計図書の変更まで	産業廃棄物（Co塊、As塊等）を再生資源化施設への搬出を含む）を搬出する工事	提示	－
	89 土砂受領書	○	○		○	□	検査請求書提出時まで	建設発生土を、再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出した場合及び再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入した場合	提出	－
	90 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票	○	○		○	□	施工前	再生資源利用促進計画を作成し、かつ500m3以上の建設発生土を搬出する場合	提出	－
	91 建設発生土処分場確認書	○	○		○	□	変更事由が生じてから速やかに	当初契約図書に明記された搬出先から変更があった場合	提出	－
	92 ※）計画に記載した搬出先から他の搬出先に搬出された場合等に作成する書面	○	○		○	□	※）監督員の請求があった時は直ちに提出（工事完成日から5年間保存）	建設発生土を搬出先へ搬出した場合 （当該建設工事において埋め戻すために、当該工事分の土砂を区分して仮置きする場合は除く）	提出	－
⑤ 施工管理・品質・出来形	23 材料使用承諾願（生コン、木材を含む資料） ・品質証明資料（JISマーク表示品は、認証書またはJISマーク表示状態を示す写真等で可） ・産地認証証明書または調達先が確認できる資料	○	○		○	□	使用前	資材を使用する工事（生コン、木材を含む）	提出	承諾
	26 （任意提出書類） 任意仮設における県内産木材購入実績報告書	○	○		○	□	検査請求書提出時まで	請負代金額500万円以上の工事で木材を使用した工事	工事成績評定を行う工事のみ任意提出	確認
	28 ※）土壌硬度試験及び土壌試験結果					□	施工前	種子吹付工、客土吹付工を施工する工事で監督員が請求した場合	提示	－
	37 六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）の試験結果（計量証明書）					□	試験後すみやかに	セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用を行う工事	提出	－
	40 土質の確認資料					□	発覚した時点	土工で土質区分等を指定している工事で当初設計と相違する場合	提出	－
	46 ※）加熱加工鉄筋の調査・試験資料等					□	施工前	鉄筋をやむを得ず熱加工する工事で監督員が請求した場合	提示	－
	47 圧接工の資格証明書の写し 品質管理資料等					□ □	施工前 検査請求書提出時まで	ガス圧接を行う工事	提出	－
	52 （施工管理等書類） 出来形管理図表、出来形管理図等 品質管理書類等（品質証明資料は、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態を示す写真等の確認資料で可）				○ ○	□ □	検査請求書提出時まで	全ての工事 （測定箇所数が5点以下の場合は、出来形管理図表、品質管理図表、工程能力図の作成不要（ただし、出来形管理図等の測定結果の分かる書類は必要。））	提出	－
	53 施工記録 支持層確認の資料 密接工の資格証明書の写し 密接の記録等 品質管理資料等					□ □ □ □	検査請求書提出時まで （資格証明書の写し：施工前）	既製杭を施工する工事	提出	－

分類	提出書類等	様式の有無	ハンコレス	電子メール様式	A5Fまたは電子メール等を活用可能な工事書類	チェック	提出・提示時期	対象工事	受注者	宛名
	93 建設用防護管取付サービス料として、支払いが完了した事を証明できる書類（領収書、利用明細書等）の写し					☐	防護管施工会社から受領後速やかに	防護管施工会社へ建設用防護管取付サービスを申し込んだ建設工事	提出	—
⑩ 検査	56 工事しゅん工検査請求書 工事部分払検査請求書 及び検査に必要な書類	○	○			部分払い工事 ☐ ☐	工事が完成した時（部分払を請求しようとする時）	全ての工事	提出	発注者
	73 修補工事完了報告書	○	○			契約担当 ☐		徳島県工事検査規程第7条第2項に該当する工事 徳島県工事検査規程第8条第1項に該当する工事	提出	契約担当者